

正副会長の活動状況

弁理士法の改正について

弁理士法改正のためには国会議員の協力が不可欠です

平成 19 年度 日本弁理士会副会長 奥山 尚一

6月12日に衆議院の本会議において可決されたことにより、弁理士法の改正案が法律となり、6月20日には官報に交付されました。日本弁理士会の執行役員会員のメンバーとしてこの弁理士法の改正に尽力された多くの方々に感謝申し上げます。

改正の内容は、(1) 弁理士登録前の実務修習、(2) 5年間で70時間の既登録者に対する義務研修、(3) 弁理士の補助員に対する監督と名義貸しの禁止、(4) 外国出願の標榜業務化、(5) 不競法や水際対策の分野での業務範囲の拡大などを中心とするものです。この法改正は、弁理士の立場と実力を更に高めるために必要なものです。執行役員会は、それを積極的に捉えて、その施行の準備に積極的に取り組んでいきます。

改正法が成立しましたので、執行役員会の活動は、この法改正の会員への周知や、義務研修の来年4月からの実施に向けての準備、政省令の改正への対応、会の例規の改正、必要なガイドライン制定への対応などを中心にしたものに移行していきます。これらの内容が決まり次第、皆様にお知らせして参ります。

以下に法改正に至るまでの経緯をまとめてみます。

まず、参議院先議ということで、重要法案が目白押しの中議院に先立って、弁理士法改正について参議院の経済産業委員会がまず開催されました。4月10日の午前10時から正午まで、弁理士法の改正案についての質疑がありました。今回は、日本弁理士会からは中島会長と山川副会長、奥山、弁理士政治連盟の先生方などが傍聴しました。自民党、民主党、公明党、無所属の各議員による質疑とそれに対する甘利経産大臣、副大臣、政務次官、特許庁長官などの回答が約2時間続きました。経産省や特許庁は言うに及ばず、質

問に立った代議員、農水省、文科省の方々も、弁理士に対する全般的な期待と、種苗法の手続きや著作権の登録手続き、相談などについての弁理士の実績および積極的関与について言及されていたのが印象的でした。

なお、この委員会の開催に先立っては、関係の議員の方々からの質問や問合せ等への対応のため、議員会館に議員またはその政策秘書を訪問しました。法律を通すのは国会であり、議員です。議員への説明や主張は必要であることを実感しました。

今国会の会期中いろいろな出来事があり、結局、弁理士法改正案の衆議院での審議は、6月になりました。6月8日(金)の午前9時30分から午後12時20分まで衆議院の経済産業委員会が開催されました。日本弁理士会からは、6名が傍聴しました。その後、6月12日(火)に衆議院本会議を通ることで、弁理士法改正案が無事法律となりました。

この委員会の開催に先立っては、参議院のときと同様、弁政連と日本弁理士会が一体となって、継続的に議員との協調を取りました。こういった活動は、弁理士制度の維持と強化のために絶対に必要であり、重要であることを身にしみ感じております。ここで強調したいのは、「維持」であるということです。何もしなければ、弁理士の制度は確実に骨抜きになってしまうといえるほど、弁理士制度を含む各資格制度を取り巻く状況は厳しいということです。

なお、弁理士会の電子フォーラムの電子掲示板に執行委員会の動きを報告していますので、ご覧になって下さい。